

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(学術振興課)

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第5号

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
の一部を改正する規則

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第6号の備考の5を同様式の備考の6とし、同様式の備考の4を同様式の備考の5とし、同様式の備考の3を同様式の備考の4とし、同様式の備考の2を同様式の備考の3とし、同様式の備考の1の次に次のように加える。

- 2 備考の1の(3)の写真を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出する場合にあっては、写真の縦横比は5：4程度とすること。

様式第7号の備考の5を同様式の備考の6とし、同様式の備考の4を同様式の備考の5とし、同様式の備考の3を同様式の備考の4とし、同様式の備考の2を同様式の備考の3とし、同様式の備考の1の次に次のように加える。

- 2 備考の1の(3)の写真を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出する場合にあっては、写真の縦横比は5：4程度とすること。

様式第8号の備考の2を次のように改める。

- 2 備考の1の(6)の写真を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出する場合にあっては、写真の縦横比は5：4程度とすること。

射水市放生津町の一部

5 事務所の所在地

射水市足洗新町一丁目 101番地

6 施行認可の年月日

令和5年7月19日

7 変更認可の年月日

令和7年3月19日

富山県告示第107号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1 項の規定により黒部市前沢北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 組合の名称

黒部市前沢北土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和3年1月22日から令和9年3月31日まで

3 施行地区

黒部市前沢字北、堂田西の各一部

4 事務所の所在地

黒部市前沢1616番地

5 設立認可の年月日

令和3年1月22日

6 変更認可の年月日

令和7年3月19日
